**高圧ガス（液化石油ガス）販売事業承継届**

関係法令等　法第２０条の４の２、液石則第３８条の２

◎　事業の全部を譲受け又は相続若しくは合併があった場合は、当該事業を全部譲受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人、合併により設立した法人は、販売事業者の地位を承継します。

◎　手続きは、販売所の所在地を所管する広域振興局等の扱いになります。

◎　必要書類

１　高圧ガス販売事業承継届書（様式第２１の２）

２　登記事項証明書（法人）

３　戸籍謄本（個人）

４　高圧ガス販売事業者相続同意証明書